

様式第1号（第4条関係）

本人通知制度事前登録申込書
(新規・更新)

(宛先) 伊勢崎市長

令和 年 月 日

申込者	住所	〒 一	
	フリガナ		
	氏名		
	連絡先	()	
申込者の区分	1 本人	2 法定代理人	3 代理人

法定代理人が申込みをする場合は、次の区分のどちらかに○を付けてください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
----------	--------------	----------------

伊勢崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

制度の利用を希望する者の氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 申込者と同じ		
生年月日	年 月 日	連絡先	()
現住所	〒 一		
対象とする住所			
対象とする本籍		筆頭者	

注1 裏面の事項をよく読み、その内容を承諾された方は□にチェックをお願いします。

→ **裏面の事項を承諾し、申します。**

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注3 申込みの際、次の書類を提示し、又は提出してください。

- ①あなたが本人であることを証する書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- ②あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※ 次の欄は記入しないでください。（市役所使用欄）

受付		登録番号	申込者区分	添付書類	申込者確認書類	備考
受付担当	確認者					
			本人 法定代理人 代理人	戸籍謄本等 登記事項証明書 委任状	個人番号カード 運転免許証 その他 ()	従前の登録期間 満了日 年 月 日

本人通知制度について

- 1 この制度は、伊勢崎市において、事前登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（住民基本台帳法の規定による住民票の写し、除票、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、除附票・戸籍法の規定による戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本）を、第三者に取得された際に、その事実について事前登録者に通知するものです。
- 2 事前登録の申込みは、事前登録者本人による申請となります。また、未成年者及び成年被後見人の場合は、法定代理人が申請することができます。事前登録を希望する人又は既に登録をしている者が、疾病等やむを得ない理由により自ら手続できないときは、代理人による申請をすることができます。
- 3 郵便又は信書便（以下「郵便等」とする。）による事前登録の申込みは、この申込書と本人であることを証する書類（個人番号カード・運転免許証・パスポート等、顔写真が貼付された身分証明書）の写しを添えて伊勢崎市役所市民部市民課住民記録係宛てまでお願ひいたします。
- 4 事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、本人通知制度交付通知書を送付します。事前登録者本人又は代理人が申込みした場合は事前登録者宛てに送付し、法定代理人が申込みした場合は法定代理人宛てに送付します。
ただし、本人又は同世帯員からの住民票の写しの請求、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属による戸籍の証明の請求、権利行使（債権回収等）、国又は地方公共団体の請求、特定事務受任者（弁護士・司法書士等が、裁判・訴訟手続や紛争処理手続についての代理事務に使用するための請求）の申請で証明が発行された場合は、通知対象から除かれます。
- 5 本人通知制度交付通知書は、第三者に証明書を交付した日付・証明書の種別及び通数・交付請求者の種別を通知するものです。
第三者に交付した住民票の写し等の請求に係る情報について確認したい場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。
ただし、開示請求された自己情報については、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲内で情報が開示されます。
- 6 事前登録の有効期間は登録日より**3年間**となります。継続して登録を希望するときは、有効期間が満了する日以前1ヶ月月間に事前登録の申込みが必要になります。
転出・転居等により事前登録申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、変更の届出をしてください。届出をしないと事前登録が廃止されます。また、事前登録者が死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき、又は所在不明等で郵送物が送達されないときも事前登録が廃止されます。